

◆『地域漁業研究』審査規程 2010年11月29日

『地域漁業研究』に掲載される原稿の審査は本規程による。

(審査の目的と構成)

編集委員会は、本会会員からの投稿原稿のうち査読を必要とするものすべてについて、本誌への掲載可否の判定を下すための審査を行う。審査は投稿原稿の書式等の形式的確認、査読者の選定ならびに委嘱と査読結果の受理、および掲載可否の判定とその通知、から構成される。

(原稿書式等の形式的確認)

編集委員会は、投稿規程及び執筆要領に基づき、投稿された原稿のページ数の大幅な超過あるいは過小、指定された様式からの大幅な逸脱、あるいは内容や表現方法等が著しく不適當であると判断したときには、査読あるいは掲載可否の判定に入る前に、投稿者に対して不適切性を通知し、再投稿を求めることができる。

(査読者の選定と委嘱)

編集委員会は、掲載可否の判定を下すための審査資料を得ることを目的として、投稿原稿の内容から適切と考えられる専門家複数名に対して査読を委嘱する。査読者の氏名は編集委員会外部に公表されない。同時に査読者に対しても、投稿者の氏名、所属等の個人情報が入らないように配慮する。

(査読者の責務)

査読は学会誌の質の向上を図るために、批判的かつ建設的な観点から行うものとする。また査読者は査読を通じて知り得た内容について、査読結果の作成以外に用いてはならない。

(査読の対象)

査読を必要とする原稿は、「大会シンポジウム報告論文」、「論文」であり、それ以外の種類の原稿については査読を行わず、編集委員会の判断のみで掲載可否の判定を下す。ただし、査読を行わない原稿に関しても、編集委員会は若干名の専門家に対し原稿の学会誌掲載に対する意見を求めることができ、さらに著者に対して加筆・修正を求めることができる。

(査読の期限)

査読期間は原則として1ヶ月とする。期限日を超過しても査読結果が提出されない場合は、編集委員会は当該査読者と協議の上当該査読者への委嘱を取り消し、新規の査読者を選定、委嘱することができる。

(査読の観点)

査読者は、以下の3つの観点から査読を行う。

1. 学術論文としての構成および論旨の明確性

- 1-1. 研究課題の背景、意義、必要性が、研究史を踏まえた上で明瞭かつ説得的に述べられているか。
- 1-2. 研究課題からみて、論文の構成、論述内容および引用文献の取舍選択は適切に行われているか。

- 1-3. データおよび方法論・手法の選択および適用方法は妥当か。
- 1-4. 得られた結論には、新しい知見や有用な情報が含まれているか。
- 1-5. 内容にあった論文タイトルとなっているか。
2. 内容の新規性・独創性・研究史上の意義および問題点・疑問点
  - 2-1. 新規性・独創性・研究史上の意義がどこに認められるか。
  - 2-2. 論文としての問題点・疑問点がどこに認められるか。
3. 学術論文としての文章表現および体裁の適合性

#### (査読結果の分類)

査読者は、「全般的意見」と「個別指摘事項」および「総合判定」の3種類の意見を査読結果として述べることができる。ただし、総合判定で「掲載不可」と判断するときには「個別指摘事項」を付けなくてもよい。

#### (全般的意見の内容)

査読者は、「全般的意見」において、「総合判定」の理由ならびに原稿の評価点および批判点を総括し、具体的かつ簡潔に記載する。著者に修正を求める具体的な事項を「全般的意見」に記載してはならない。

#### (個別指摘事項の内容)

査読者は、「個別指摘事項」において、以下に分類する3種類の事項を指摘することができる。いずれの指摘も投稿者が修正対応表を作成しやすいよう通し番号を付けなければならない。また個々の指摘は簡潔かつ明瞭に述べることとする。

##### I. 加筆・修正が不可欠であると考えられる指摘事項

この指摘に従わなければ「総合判定」で「b」あるいは「c」と判定できないと査読者が考える重大な事項。ただし原稿の内容について責任を負うのは著者であり、見解の相違をここに含めてはならない。

##### II. 加筆・修正が望ましい事項

この指摘に従わなくても総合判定で「b」あるいは「c」と判断できるが、可能であれば従ってほしいと査読者が考える指摘事項。

##### III. 書式および形式上の指摘事項

投稿規程及び執筆要領に定められている書式および形式からの逸脱や誤字・脱字などの事項。ただし、定められた書式および形式に従った原稿の提出は著者の責任であり、査読者は書式上の問題を細部にわたり指摘する必要はない。

#### (総合判定の段階)

査読者は、査読を依頼された原稿の総合判定を以下の4段階で行う。

- a. 原稿のまま掲載可
- b. 加筆・修正後に掲載可
- c. 加筆・修正後に再査読が必要
- d. 掲載不可

(編集委員会における掲載可否の判定)

編集委員会は査読結果を資料として投稿原稿に関する審査を行い、以下の 4 段階で掲載可否の判定を下し、審査結果とする。

- A. 原稿のまま掲載可
- B. 加筆・修正後に掲載可
- C. 加筆・修正後に再審査が必要
- D. 掲載不可

(審査結果の通知)

編集委員会は審査結果を投稿者に通知する。この通知には、審査結果、査読結果のほかに、編集委員会からの意見を付して著者に加筆・修正を求めることができる。

(投稿論文の受理)

審査結果が「A」の場合、編集委員会は投稿原稿を受理し、学会誌への掲載作業を開始する。

(再提出および再審査)

審査結果が「B」であるときには、投稿者は審査結果に基づいて修正稿を作成し、再提出することができる。また、審査の結果が「C」であるときには、投稿者は審査結果に基づいて修正稿を作成し、再審査を求めることができる。修正稿の提出期限は審査結果報告書の発行日から1ヶ月以内を目安とする。ただし、編集委員会が認めるときにはこの限りではない。

投稿者は修正稿を提出するにあたって、審査結果に対する回答票および修正対応表を作成し、提出しなければならない。回答票および修正対応表の様式は別途定める。

(再提出原稿の扱い)

審査結果「B」に基づく再提出では、修正稿が審査結果の指摘事項に対応できているか否かを、回答票および修正対応表を基に編集委員会が判断する。対応できていると判断された場合、編集委員会は当該原稿を「A」と判定し、審査結果とする。十分な対応ができていないと判断した場合には、編集委員会は判定を延期し、投稿者に対し再度修正稿の提出を求めることができる。

(再審査論文の扱い)

審査結果「C」に基づく再審査では、新規投稿と同様の審査を再度行うが、査読者は回答票および修正対応表を踏まえた査読結果を編集委員会に述べることができる。

(付記) この規程の変更は編集委員会が行い、理事会の承認を受け、学会ホームページで公示する。

この規程は 2010 年 11 月 29 日から実施する。